

令和7年度暮らし再建サポート事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度暮らし再建サポート事業

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

(1) 就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づく、生活保護に至る前の、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(以下「生活困窮者」という。)に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(2) 被保護者就労準備支援事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行うことを目的とする。

(3) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

(4) 被保護者家計改善支援事業

家計に関する課題を抱える被保護世帯に対して、家計改善支援を行うことで、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 実施地域

川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町及び播磨町、神崎郡市川町、福崎町及び神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び新温泉町

(2) 事業の対象者

ア 就労準備支援事業

県が(1)の地域において別に実施する自立相談支援事業において、法第7条に規定される就労準備支援を受けることが適当として支援決定をした者であるが、具体的には次のような者を想定している。

最長で1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、「就労の意思又は能力が希薄である」「決まった時間に起床・就寝できない、昼夜逆転している等、生活習慣の形成・改善が必要である」「コミュニケーション能力等、社会参加能力の形成・改善が必要である」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者

イ 被保護者就労準備支援事業

(1)の地域において、福祉事務所等との協議を踏まえ、支援が必要とされた被保護者であり、就労に向けた複合的な課題を抱え、直ちに就職することが困難であるが、生活習慣の形成・改善を行い、社会参加に必要な基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者

ウ 家計改善支援事業

県が(1)の地域において別に実施する自立相談支援事業において、法第7条に規定される家計改善支援を受けることが適当として支援決定をした者であり、多重（過剰）債務を抱え、返済が困難になっている者、収入の多寡に関わらず家計の問題があり、借金に頼らざるを得ない又は支払に滞りがある者等

エ 被保護者家計改善支援事業

(1)の地域において、福祉事務所等との協議を踏まえ、支援が必要とされた被保護世帯であり、家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(3) 事業の内容

ア 就労準備支援事業

(ア) 自立相談支援事業において、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者への支援に関して計画策定、支援効果の評価等を支援調整会議において協議するので、その会議に参加し、就労準備支援に関してその要否等の意見、協議をすること。

(イ) 支援調整会議等の協議を踏まえ、就労準備支援が必要と支援の決定がされた者に対し、一定の期間（最長1年を想定）の「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成し、関係書類を県に送付すること。また、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成のため、次に掲げる支援を計画的かつ一貫して支援すること。

a 日常生活自立支援訓練

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣づけを行う、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行うこと。

b 社会生活自立支援訓練

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して作業を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行うこと。

c 就労自立支援訓練

継続的な就労体験（就農体験など）の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の取得及びハローワークの利用法や面接の対応法などの訓練を行うこと。

（例）就農体験

基礎的研修（例：短期訓練、体験ツアー等）、就農訓練（例：長期訓練、就農支援）といった就農体験の場を提供し、就農を含めた就労に向けた知識やノウハウの取得などの訓練を行うこと。

(ウ) 支援状況について、毎月1回、県に報告すること。

(エ) 支援終了後、自立相談支援事業を実施している者に状況を報告するとともに、支援対象者が一般就労に就けることができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図ること。

- (オ) また、支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に支援を行うことができるよう、就労訓練を行う事業者に対して、支援対象者が重点的に改善すべき点について情報を提供するなど、必要な支援を行うこと。(なお、あらかじめ定めた期間の支援が終了した場合は、延長して支援しない。)
- (カ) 事業の対象者のうち、就労訓練を必要とする者の支援のため、「就労訓練事業」の実施を検討する社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等に対して、「就労訓練事業」の実施を働きかけるとともに、実施に向けた調整等として行う以下の内容。
 - a 啓発資料を作成し、法において担い手となることを想定されている法人等への就労訓練事業に関する普及啓発を行うこと。
 - b 就労訓練事業を実施することを目指す法人等に対する事業立上げや県の認定に係る手続き等に関する技術的な支援を行うこと。

イ 被保護者就労準備支援事業

- (ア) 福祉事務所等との協議を踏まえ、支援が必要とされた者に対し、一定の期間（最長1年を想定）の「被保護者就労準備支援シート」を個人ごとに作成し、本人同意書と併せて、県地域福祉課及び健康福祉事務所に送付すること。また、対象者の状態や課題に応じて、効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、次に掲げる支援を計画的かつ一貫して支援すること。
 - a 日常生活自立支援訓練
規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施し、適切な生活習慣を形成するための訓練を行うこと。
 - b 社会生活自立支援訓練
挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施し、社会的能力を形成するための訓練を行うこと。
 - c 就労自立支援訓練
実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施し、就労に向けた技法や知識を習得するための訓練を行うこと。
- (イ) 支援状況について、毎月1回、県及び健康福祉事務所に報告すること。
- (ウ) 当該支援終了後、引き続き被保護者就労支援事業までの支援が適当と判断される者については、福祉事務所等の関係者と連携を図り、切れ目のない支援を行うこと。また、就職して本事業の利用を終了した者についても、就労が継続できるよう、引き続き関係機関と連携し、必要な支援を行うこと。
- (エ) 支援期間は、原則1年であるが、保護の実施機関の判断により、改めて本事業により支援を行うことが適当と判断された時は、引き続き本事業により支援を行うこと。

ウ 家計改善支援事業

- (ア) 支援調整会議等の協議を踏まえ、家計改善支援が必要と支援の決定がされた者に対し、「家計再生プラン」を個人ごとに作成し、関係書類を県に送付すること。そして、早期の生活再生を目指していくため、次に掲げる支援を実施すること。

a 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

b 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。また、本来受給できるにも関わらず公的制度の各種手当てやそれ以外の給付金や支援金などを申請していない場合、利用のための支援を行う。

c 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

d 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(イ) 支援状況について、毎月1回、県に報告すること。

(ウ) 自立相談支援事業を実施する者とアセスメントの結果や相談者の情報を共有し、適切に連携を図りながら支援を行うこと。

(エ) 公的貸付制度や消費者生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携を図りながら、支援を行うこと。

エ 被保護者家計改善支援事業

(ア) 福祉事務所等との協議を踏まえ、支援が必要とされた世帯に対し、一定の期間（最長1年を想定）の「家計再生プラン」を作成し、本人同意書と併せて、県地域福祉課及び健康福祉事務所に送付すること。また、次に掲げる支援を実施すること。

a 家計管理に関する支援

計画どおり家計収支が改善しているか相談者とともに家計表を定期的に確認し、改善の状況などの振り返りを行う。定期面談は、毎月、あるいは概ね3ヵ月ごとなど、相談者の状況等に応じて個別に設定し、状況に応じたより丁寧な支援を行う。

b 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。また、本来受給できるにも関わらず公的制度の各種手当てやそれ以外の給付金や支援金などを申請していない場合、利用のための支援を行う。

c 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

d 貸付のあっせん

家計の状況から、一時的な資金が必要であり、貸付けによる支援が必要と考えられる場合には、貸付けの検討を行う。

- (イ) 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告すること。
- (ウ) 貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合があるので、貸付利用のあっせんの際は担当ケースワーカーに相談すること。
- (エ) プランが本人の状態に適した内容になっているか、支援が適切に提供されているか、本人が目標に向けて変化しているか等を定期的または随時、本人との面談や関係機関と連携して確認すること。
- (オ) 支援状況について、毎月1回、県及び健康福祉事務所に報告すること。
- (カ) 支援期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果等から判断し、プラン評価を行うこと。そして、これにより支援を終結させるか、またはプランを見直して支援を継続するかを判断すること。

5 留意事項

- (1) 就労体験は、事業所において実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、作業に従事するか否かは支援の対象者の自由であり、雇用契約の関係にないものであること。
- (2) (1)により労働基準法をはじめとする労働関係法令は適用されないが、安全衛生面、災害補償面については一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うこと。
なお、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、作業の成果（収益）のなかから工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは対象者の就労へのインセンティブを高める上で重要であるので、その実施も検討すること。
- (3) 対象者の支援に関する業務を行う支援担当者は4名以上配置し、うち、「就労準備支援担当者」は2名以上配置（兼務可）、「被保護者就労準備支援担当者」は1名以上配置（兼務可）、「家計改善支援担当者」は1名以上配置（兼務可）、「被保護者家計改善支援担当者」は1名以上配置（兼務可）すること。
- (4) 事業実施において、外国籍の方にも支援を行える体制をとること。
- (5) 事業実施において、法律上の問題が生じたときに、顧問弁護士等に相談して処理できる体制をとること。

6 委託料

- (1) 委託料
上限額 13,584 千円（年額）
- (2) 対象経費
給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金
- (3) 事業経費
事業の実施に直接必要な経費は、委託料に含まれるものとする。

7 契約保証金

委託契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札参加する資格を有する者であつて、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体との契約が、本事業の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。
- (3) 契約保証金と同額の価値のある国債又は地方債のほか、財務規則第84条第2項の各号に掲げる担保の提供をするとき。なお、担保の価値は、会計管理者が定める。

8 その他事項

- (1) 委託終了後及び兵庫県が必要と認めたときは、事業実施状況にかかる報告書を兵庫県に提出すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、兵庫県の指示に従うこと。